

第33回長野家庭裁判所委員会議事概要

- 1 日 時 平成29年6月13日午後3時から午後5時まで
- 2 場 所 長野家庭裁判所大会議室
- 3 出席者 (家庭裁判所委員会委員)
宇治橋淳，岡本かおり，上鹿渡和宏，北川和彦，土屋ゆかり，野村優介，宮村泰之，柳澤伊佐男，山浦悦子，若園敦雄（五十音順，敬称略）
(説明者)
首席家庭裁判所調査官，次席家庭裁判所調査官
(事務局)
家庭裁判所事務局長，家庭裁判所事務局次長，家庭裁判所総務課長，家庭裁判所総務課課長補佐

- 4 テーマ
家庭裁判所調査官について

5 議 事

(1) 議事の進行について

本日の委員会の一般傍聴者（弁護士4名，佐久市議会議員3名）による傍聴を承認した。

(2) 家庭裁判所調査官について

[説明（首席家庭裁判所調査官，次席家庭裁判所調査官）]

(3) 質疑・応答

【発言者の表示＝◎：委員長，○：委員，□：説明者，■：事務局】

説明者に対し，説明内容に関する質問がされたほか，次のとおり意見交換があった。

- 家裁調査官の男女比はどのくらいか。

(宇治橋委員)

- 正確な数字は手元に用意していないのでわからないが、30年ほど前の採用割合は、7～8割が男性で2～3割が女性であった。最近では逆転していて、家裁調査官全体で見ると、半分が女性の方が若干多いと思われる。

(首席家裁調査官)

- 申込者が半減しているのを裁判所としてはどのように考えているか。

(北川委員)

- 前任庁で家裁調査官の試験について大学の先生にヒアリングを実施したことがあった。その中で、試験の範囲が広すぎて敬遠されているのではないかという話があり、最近では若干試験制度を見直したと聞いている。また、家裁調査官は全国異動があるので敬遠されるのではないかという話もあった。聴取した大学の先生も「将来有望な研究者になるぞ。」と感じた人でも地元の区役所へ行ってしまったということがあったと話していた。逆に、大学院の生徒はその専門性を生かしたいという希望が強いという話があった。

(次席家裁調査官)

- 事件を行っていると子供の引き渡しや面会交流等、子供の現状は家裁調査官にしかわからない。家裁調査官の仕事はとても大切であり、いい人にたくさん来てもらいたいと思う。合格基準を見直して採用人数を増やすことはできないのか。

(北川委員)

- 1次試験を受かったとしても、2次試験等で他の官庁へ流れてしまうとのことだが、その人たちはどこへ行っているのか。受かる層はどの官庁と掛け持ちになっているのか。

(上鹿渡委員)

- 正確なところはわからないが、民間も大卒採用が活発となっているので、民間へ流れている量が多いと思われる。その他には地方公務員ではないかと

思われる。少子化の影響からか親の意向で子供を手放したくないという傾向もあり、地元の地方自治体が人気であると報道されているのを目にする。以前からそのようなことはあったが、最近はその傾向がより強くなったと実感している。

(家裁事務局長)

○ 700～800名が受験して、どのくらいが合格しているのか。

(上鹿渡委員)

■ 正確な数字は手元に用意はしていないが、名簿登載は50～100未満だと思われる。

(家裁事務局長)

○ 家裁調査官の仕事は見えにくい印象がある。具体的な仕事の内容については、書記官であれば法廷等から何となく見える部分はあるが、家裁調査官の実際の仕事はマスコミ関係者でも取材で見えてこないことが多い。家裁調査官のアピールが課題ではないかと感じた。

(柳澤委員)

○ 私が学生の時には家裁調査官は憧れの職種だった。心理学を勉強した者がきちんと評価され、給料や身分保障もされるという職業が当時は少なかったが、大学生の中でも家裁調査官とは大切な仕事だと認知されていた。なぜかと思い返してみると、家裁調査官が退職後に大学の教授となり、心理学や関連科目を教えていて、そこで家裁調査官についてアピールをしていたと記憶している。また、後輩の家裁調査官を呼んでくれて、直接家裁調査官と学生が触れ合う機会も何度かあった。裁判所ではインターンシップも始まったようだが、仕事を垣間見るような機会を設けたり、OBが学生に仕事を宣伝するという、直に経験を話すことが最もよいのではないかと感じた。

(岡本委員)

■ インターンシップについては、少し前から東京家裁で始め、今年は規模を

拡大して大阪や名古屋等でも始めたところである。長野は大学数も少なく、信大卒業生が必ず長野管内にいるとは限らないが、大学のリクエストに応じて大学で話をするということも今後は是非やっていきたいと思う。

(家裁事務局長)

- 家裁調査官の仕事は大変で時間が足りないと思うが、忙しすぎてそのような余裕がないということはないか。

(北川委員)

- 忙しいのは確かにそうではあるが、可能な範囲で講師派遣もバランスを取りながらやっているのだから、要望があれば可能な範囲でお受けしているのが現状である。家裁調査官を知っていただく機会を増やしたいので、できるだけ努力したい。

(首席家裁調査官)

- 家裁調査官のイメージは、子供、家族のソーシャルワーカーと捉えられてくるとは思う。ただ、社会福祉の中で子供のことをやりたいという人はそれほど多くはないと思われる。そういった人が目指す職場は、児童相談所や施設職員が多いと思われるが、県に就職しても児童相談所に行ける保障もなく、行けたとしても異動により居続けることができない。職業として安定して子供のソーシャルワーカーとしての経験を積み続けられる仕事は非常に少ないのが日本の現状である。また、研修においても児童ソーシャルワーカーとしてのスキルをどれだけ身に付けさせられているかということとかなり限られていると思う。その点、裁判所は、家裁調査官になる前の研修もしっかりして、更に職場も維持できているとなると、子供のソーシャルワークをやりたいと思う人にはとても良い環境である。福祉の大学にどれだけ声掛けをしているか不明であるが、「子供のために」と思っている人が数人でも受かるのではないかと思う。今後、特別養子縁組の年齢要件を上げる方向で進められていたり、一時保護が2か月続いた段階で家裁でしっかり見ていく等の話も出て

いるところであり，子供の数は減っているが，家裁調査官の関与する案件は増えていくと思われるので，家裁調査官をどうやって増やしていけるかが重要だと思う。

(上鹿渡委員)

◎ 座談会をやっている姿をパンフレットに乗せても良いのではないかと感じた。

(山浦委員長)

○ 景気が回復してきて民間企業も人材確保に力を入れており，人材の確保は長野市も困難である。大学3年生のころ夏のインターンシップを実施するが，その時点で民間企業の内定をもらっているというのが現状である。新卒だけを採用していくのには限界があるため，社会人も対象に新卒と同じようにキャリアアップや人材育成をしていくことが必要ではないかと思う。社会人として経験している人が家裁調査官になるのは，良いのではないか。

(土屋委員)

○ 調査官の数が平成21年くらいから1600人程度と増えていないが，採用人数を増やすということはできないのか。

(北川委員)

□ 国家公務員の数は毎年減らしているのが現状である。その中で裁判所全体で見るといろいろな課題があり，例えば，裁判官はここ数年減らしていない。しかし，一般の職員となると今の情勢では難しく，家裁調査官については現状を維持している。

(若園委員)

○ 平成29年9月15日までに公認心理師法が施行され，初めての国家資格ができることになる。公認心理師の五領域の一つに司法があるが，国家資格を司法領域がどのように銘記していくのか，採用でどのように捉えて

いくのかが注目されると思われる。公認心理師を目指す学生にとっては、五領域の一つに司法領域があるということで既に広報が行われているわけだが、今後公認心理師関係で道が開けてくるかもしれない。

(岡本委員)

○ 長野家裁において独自の広報活動はどれくらいできるものか。

(柳澤委員)

■ 地元の中で説明会に行ったり，裁判所の中で見学会やセミナーを行ったりといったところである。全国的にはパンフレットも業者に発注して作成したり，最近ではフェイスブックを使つての広報活動を始めた。長野でというと，お金がかかることは難しく，また長野は小さな裁判所なのでいろいろな面で制約もある。

(家裁事務局長)

○ 全国採用なので，全国規模での戦略が必要だとは思いますが，そういった中でも独自の活動が必要で，全て同じことをやろうとすると理解は深まらないだろうと思われる。具体的には難しいところではあるが，例えば，漫画を作るとか，長野独自でも広報活動をしていくことが必要ではないか。

(柳澤委員)

○ 先ほど県に人が流れているのではという話があったが，県と裁判所の違いは，県は総合商社である。最近の採用職員に聞いたところ，いろいろな仕事を経験できるというのが県の強みではないかと言っていた。また先ほどの話では，理系の人やいろんな人がいるとのことだったが，パンフレットには個人情報で書いていないと思うが，どこの学部を出て，どんな研修を受けて，どんな課題があるのかというところが見えてこない。裁判所の職員は法学部出身の職場というイメージが強いと思われるので，理学部を出て活躍している人の話を入れたり，訪問先の学部に合わせた訪問者を選定する等をして良いのではないか。

(宮村委員)

- 大学院二回生の少年法の授業で初めて家裁調査官という仕事を知った。それまでは家裁調査官の仕事の詳細な内容を知らなかった。仕事のアピールが必要だと思う。「家裁の人」という漫画があったと思うので、あるものに乗っかるというものも良いのではないか。

(野村委員)

- 漫画や小説などで、家裁調査官が登場すれば関心が寄せられると思われる。「家裁の人」も評判になりテレビドラマにもなった。最近も「サブマリン」という小説も出ているようで、そういったところで家裁調査官に関心を持ってもらえればと思う。しかし、裁判所から発信することはなかなか難しいところである。当庁では、インターネットでの発信はしているので、調査官の仕事を紹介したり、大学での講義も若干やっているがそこを手厚くしていくということもあるので、参考にしていきたい。

(首席家裁調査官)

- 今の大学生は職種を知らない学生が多く、慌てて調べ始めるのは3年生になってからということもあり、1年生からキャリアガイダンスの科目を入れている。早い学年へのアプローチが必要だと思われる。また、学生は本名を出すのが嫌だという理由から意外とフェイスブックを嫌がる。学生が多く使っているのはラインやツイッターであるので、学生目線での広報活動が必要だと思う。

(岡本委員)

- 家裁調査官は縁の下の力持ちというイメージである。そのような職種をPRするのは難しいが、家族や社会の懸け橋となるという職種は裁判所の中でも特殊と思われるので、充実して、できれば人数を増やしてもらい、途中で辞めることがないように家裁調査官の仕事を全うしてもらいたい。

(宇治橋委員)

- 今の若い人には、やりがいがある仕事というだけでは増えていかないと思われる。ワークライフバランスも強くアピールしたり，そこを意識した職場改革をしていけば，将来的に増えていくと思う。

(土屋委員)

- 佐久支部に家裁調査官がないということが一番の問題である。現在，長野県には20名の家裁調査官がいるが，本庁6名，松本支部4名，上田支部5名，諏訪支部1名，飯田支部2名，伊那支部2名である。佐久支部は長野管内で3番目に家事事件の事件数が多く1338件である。諏訪支部は1176件，飯田支部及び伊那支部は1000件程度である。上田支部5名の家裁調査官が週に数回，佐久支部へ来て調停事件等に携わっているが，佐久支部の調停委員によると，「家裁調査官の立会が必要かどうかという相談も家裁調査官がないからできない。立ち会ってもらいたくてもすぐに打合せができず，立ち会ってもらえなくても次々回（約2か月程度先）になってしまう。」と言っていた。上田支部に5名の家裁調査官がいるのに佐久支部にいないということがわからない。

(北川委員)

- 弁護士会からは他の会議でも提言されているところであるが，家裁調査官の配置については，最高裁判所が全般的な少年事件や家事事件の事件動向，事件処理の状況，体制等を検討して，全国的な見地から1600名の家裁調査官をどのように配置するかと決めている。したがって，最高裁において佐久支部と上田支部の事件数や交通の関係も含めて，現在のところ，上田支部に5名を配置し，1名の家裁調査官を佐久支部に週1日てん補しているということになる。週1日しかてん補していないため即応できないということはあるが，なるべく家裁調査官の関与が必要であると予測される事件であれば，その日にてん補したり，あるいは，特別にてん補体制を執るようになっていると認識している。支部の中には1名や2名の支部もあり，そのような支部で

も、調停中に家裁調査官が立ち会ってしまえば、当然、他の事件は立ち会えなくなり、他の支部でも同様のことが起き得るので常駐していないから支障があるということだが、裁判所としては、常駐している庁であってもそういったことが生じると考えている。今の段階では長野だけでは何もできないが、引き続き事件動向やいろんな支障を考えて、最高裁と協議をしていきたい。

(若園委員)

- 調停の立会だけではなく、事実の調査をすることになるが、上田から南牧村までは2時間程度を要するが、当事者や子供は上田まで行かないといけなないので、それだけ時間がかかり、佐久地区の当事者は不利益を被っているので、事件数のほか、そういったことも考えていただきたい。

10月で任期が切れるため、委員会の運営の在り方について、最後に言わせていただきたい。

最近、意見が活発であり大変良かったが、この制度は、裁判所の運営について国民の意見を反映させるという制度であるので、事前に詳細な資料をいただき、それを検討した上で委員会で意見交換を1時間以上行う等、どのようにしたら委員会の質疑応答が活発になるのか、ぜひ工夫していただきたい。

また、以前本庁の調停事件利用者にアンケートを実施したことがあるが、支部でも利用者からのアンケートを実施し、その結果を、この委員会の中で検討することも、裁判所の運営について国民の意見を反映させるという趣旨には一致するのではないか。(北川委員)

6 次回議題

裁判所における障害者への配慮について

7 次回期日

平成29年12月11日(月)午後3時